

議院運営委員	田淵 哲也君
懲罰委員	山高しげり君
同日決算委員会において当選した理事は左の通りである。	昨二日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
地方行政委員	地方行政委員会に付託した。
社会労働委員	同日衆議院から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを商工委員会に付託した。
農林水産委員	電気工事業の業務の適正化に関する法律案
運輸委員	同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
同	日本開発銀行法の一部を改正する法律案
予算委員	造幣局特別会計法の一部を改正する法律案
同	同
議院運営委員	港湾法及び港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案
社会労働委員	道路整備特別措置法の一部を改正する法律案
同	大蔵委員会に付託
同	建設委員会に付託
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	同日衆議院から同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを運輸委員会に付託した。
議院運営委員	船員法の一部を改正する法律案
地方行政委員	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。
社会労働委員	金融機関が中小企業者に對して金銭の貸付け等を行なう場合における拘束性預金等の防止に関する法律案(春日一幸君外二名提出)
同	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。
農林水産委員	農民年金法案(芳賀貢君外十四名提出)
運輸委員	同日委員長から左の報告書が提出された。
同	勤労青年福祉法案可決報告書
予算委員	○副議長(安井謙君) これより本日の会議を開きます。
同	日程第一、國務大臣の報告に関する件(昭和四十五年度地方財政計画について)及び
議院運営委員	日程第二、地方交付税法の一部を改正する法律案(趣旨説明)
同	を括して議題とすることに御異議ございませんか。
同日委員会において当選した理事は左の通りである。	第五は、住民の日常生活に直結する各種の公共施設の計画的な整備を推進して、住みよい生活の場を整備することになります。そして、その重点は、一、地下道、下水道及び清掃施設の整備、二、交通安全対策、公害対策の推進、防災、救急体制の整備などに置いております。
法務委員会	第六は、地方公営企業の経営の基盤を強化して、その健全化をはかることであり、そのため、地方公営企業に対する貸付資金の増額をはかるとともに、公営競技収益金の一部の公営企業金融公庫への導入等による貸付条件の改善などをはかることといたしております。
理事 河口 陽一君(河口陽一君の補欠)	第七は、地方財政の健全化を推進するとともに、財政秩序を確立することといたします。そのため、地方交付税の総額について、その確保をはかるとともに、昭和四十五年度においては、その増加状況等を勘案し、所要の特例措置を講ずるなどといたしております。
文教委員会	なお、地方公務員の給与改定など年度途中における事情の変化に対処するため、あらかじめ財源を留保することといたしております。

同	第一は、地方税負担の現状にかんがみ、個人の住民税、事業税等についてその軽減合理化をはかる方針を基本とし、次の方針に基づいて策定することといたしました。
同	昭和四十五年度の地方財政計画は、このようないくつかの点で、その実現にむけた方針を示すものであります。
同	第二は、行政の広域化への要請にこたえて広域市町村圏の振興のための体制を整備することであり、そのため、地方交付税、地方債等を通じて所要の措置を講ずることといたしております。
同	第三は、都市化の著しい進展に対応し、都市財源を強化して都市行政の充実をはかることがあります。そのため、一、法人課税の増徴に伴い市町村税源を充実するほか、二、人口急増地域における各種の施設整備の推進、三、公共用地の先行取得を円滑化するための措置の強化、四、地下鉄の建設及び経営に対する助成措置の拡充などをはかれることといたしております。
同	第四は、過疎地域の振興をはかるため総合的過疎対策を推進することとあります。そのため、過疎対策事業債制度を創設するとともに、辺地対策事業債を充実することとするなどの措置を講じております。
同	第五は、住民の日常生活に直結する各種の公共施設の計画的な整備を推進して、住みよい生活の場を整備することになります。そして、その重点は、一、地下道、下水道及び清掃施設の整備、二、交通安全対策、公害対策の推進、防災、救急体制の整備などに置いております。
同	第六は、地方公営企業の経営の基盤を強化して、その健全化をはかることであり、そのため、地方公営企業に対する貸付資金の増額をはかるとともに、公営競技収益金の一部の公営企業金融公庫への導入等による貸付条件の改善などをはかることといたしております。
同	第七は、地方財政の健全化を推進するとともに、財政秩序を確立することといたします。そのため、地方交付税の総額について、その確保をはかるとともに、昭和四十五年度においては、その増加状況等を勘案し、所要の特例措置を講ずるなどといたしております。
同	なお、地方公務員の給与改定など年度途中における事情の変化に対処するため、あらかじめ財源を留保することといたしております。

同	○副議長(安井謙君) これより本日の会議を開きます。
同	日程第一、國務大臣の報告に関する件(昭和四十五年度地方財政計画について)及び
同	日程第二、地方交付税法の一部を改正する法律案(趣旨説明)
同	を括して議題とすることに御異議ございませんか。
第五は、住民の日常生活に直結する各種の公共施設の計画的な整備を推進して、住みよい生活の場を整備することになります。そして、その重点は、一、地下道、下水道及び清掃施設の整備、二、交通安全対策、公害対策の推進、防災、救急体制の整備などに置いております。	第五は、住民の日常生活に直結する各種の公共施設の計画的な整備を推進して、住みよい生活の場を整備することになります。そして、その重点は、一、地下道、下水道及び清掃施設の整備、二、交通安全対策、公害対策の推進、防災、救急体制の整備などに置いております。
ついては、三百億円の減額措置を講ずることも	ついては、三百億円の減額措置を講ずることも

わりはありませんか。

次に電気ガス税の問題であります。この税については、池田前総理がはつきりと、悪税である、やめるべきであると述べられ、佐藤総理も、昨年の予算委員会で、これは依然として悪税に間違いございませんと述べておられます。しかし、佐藤内閣は、この電気ガス税について、税率引下げも行なはず、相も変わらず免稅点の引き上げでも茶を濁しているにすぎません。はたして総理は、この悪税を廃止するつもりがおありますのか、あるとすれば、いつごろそれをやるおつもりなのか、具体的にお聞かせください。

これは道路にかかる公共事業の特例補助存廃をめぐって、今度の予算編成過程でも問題になつたところであります。國と地方とを比べてみた場合、道路特定財源の國への過在はおおうべくもありません。このまま放置するならば、新道路整備五カ年計画は、地方自治体にさらに一そろ過重負担をしていることとなり、五カ年計画そのものがこの側面から崩壊することになりかねない状態であります。自動車新税なども話題になって消えたようであります。大蔵大臣は、この新道路整備五カ年計画の実施に伴う地方団体の道路特定財源の強化について、どのような腹案をお持ちですか、お聞かせください。

自治大臣にお尋ねいたします。今回の改正によつて、府県から市町村に対し〇・二%の税源移譲があつたようですが、いわゆる都市問題に直面している大都市にとって、この程度の税源移譲で十分であるはずがありません。今後都市問題の解消という観点から、大都市の税源拡充の方向をとるつもりがあるのかどうか、あるとすればどのような形でそれをやるつもりなのかお聞かせください。なお、同時に、今回なされた二府県以上にまたがる法人の事業税の分割基準の改定は、平年度東京から五十億、大阪から十億の財源を奪い、大都市問題解決の方針に逆行するもの

であり、人々の口の端にのぼっていること、東京都へのいやがらせとしか思われませんが、その点いかがですか。

次に、公営ギャンブル問題で総理に伺います。

美濃部東京都知事が、公営ギャンブル廃止の方向を打ち出して以来、その賛否をめぐる論議が、マスコミなどの場では主としてギャンブル是か非か

といふかたちで、はなやかであります。しかし、わが国の公営ギャンブルに関する方向は、昭和三十六年七月二十五日付の公営競技調査会答申の、「現行制度の存続を認め、少なくとも現状以上にこれを奨励しない」という方向で確定しているのでありますから、すでにそれ自体としての論議の余地はないのであります。問題は、幾種類もの競輪

や競馬の新聞があまたにあふれ、車内広告はギャンブルの祭典をはなやかに盛り上げ、週刊誌の予想やテレビのコマーシャルまでがギャンブル熱を

あおつておきの状況の中で、よほどの積極的姿勢が示されない限り、「少なくとも現状以上にこれを奨励しない」という行政の方向は堅持できないと

あります。そこで、全国の公営ギャンブルの開催の延べ日数はふえるばかりです。売り上げ高も五年前の二倍半にならうとしております。こ

うしたことであります。現に全国の公営ギャンブルの困難を十分認識しつつ都営ギャンブル廃止の方針を打ち出したのであります。どうして政府はそれが

それを地方自治体の英断として積極的に支持されないのですか。私はそれぐらいにしてはじめて「少

なくとも現状以上にこれを奨励しない」という政

府の方針も真実味を帯びると思うのであります。

かかるに自治省は、ギャンブルを廃止できるほど

財政の余裕があるなら水道や地下鉄工事の地方

債務を減額したらどうだなどといふ、いわゆるギャンブル財政論の立場に立つて、これに對してきわめて冷淡な態度をとりました。また、今回ギャン

ブル収益金のうち一%を公営企業金融公庫に吸い上げて、公営企業にかかる地方債の利子引き下げ

りますが、行政需要の地方財政とのアンバランスが解消するどころか、むしろ拡大する傾向の中

で、総理は、ギャンブルによる収益金が地方財政構造の中にこのように組み込まれ、固定化しつつある事態について、どのようにお考えになりますか。

また、新聞報道によれば、三月二十六日、農林省は、東京都が公営ギャンブル廃止の第一歩とし

た開催権を返上した四回分の競馬開催を特別区及び周辺の市に肩がわりさせる方針をきめたそうであります。総理は、この都営競馬廃止の骨抜き措置を、一体どのようにお考えになりますか。

「少なくとも現状以上に奨励しない」という政府の方針を現実化していくためには、こうした農林省の態度を改めさせるべきだと思いますが、いかがですか。

最後に、地方交付税や地方財政計画と地方自治との関連について、総理の所信をお伺いしておき

ます。私は、地方交付税の算定の際に設定される基準なり、地方財政計画策定の際に想定される行政水準なりというものは、いわゆるナショナル・ミニマム——国民的最低基準であるべきだと思

います。識者の見解も大体そういうところにあるよ

うであります。そしてその最低基準の行政水準を

各地方自治体が自主的に実現していくというこ

とに、こうした国のレベルでの基準と地方自治との調和もあるのであります。しかるに、最近の自治省の指導は、地方交付税なり地方財政計画なりで

設定される基準をナショナル・マクシマム——国民的最高基準で考へておられる節があります。先刻話題になつた、東京都が人事委員会勧告を完全に実

施しようとしたたつた一ヵ月分の地方自治にけちをつけたのもその例です。また、これはつい最近

最もよい例であります。この児童手当については、去る三月二十五日の決算委員会において、各

自治体ごとに実施されている児童手当制度と政府

が実施しようとしているそれとの関連をただした

私の質問に答え、厚生省は、むしろ、再三の約束にもかかわらず、政府の実施がおくれている責任を痛感した答弁をしているのであります。総理

も、その早期実現を何度も約束した責任者としてその政治責任にかんがみて、自治省のこの態度をたしなめるべきだと思いますが、いかがですか。

以上で私の質問を終わります。(拍手)

○國務大臣(佐藤榮作君) 和田君にお答えいたしました。

〔國務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

まず、地方交付税の基本性格についてであります。すが、その理解において、大蔵省と自治省の事務局において微妙なニュアンスの差のあることは

私も承知しております。問題は、國と地方が互いに協力して国民福祉の向上につとめているその姿勢にあるものと、かよううに私は考えております。

まず、地方交付税が地方の自主的財源であることを、現に國と地方の財政はともどもに健

全かつ適切に運営され、わが國経済の発展と国民福社の向上に寄与してきたものと、かよううに考

えております。交付税が地方の自主的財源であることは法律の定むるところでござりますから、い

まざら私から説明を加えるまでもございません。

また、地方交付税の年度間調整につきまして

も、同様の趣旨におきまして考えるべき問題であ

ります。地方交付税は、その総額が国税三

税に直接リンクしているために景氣動向に対してもかなり敏感に変動するという性格を持つております。

景気のいかんにより地方財政変動の一因となつておりますので、地方財政の安定的な運営と長期にわたる健全性を確保し、わが國経済の安定的な成長を期するためには、地方交付税についてかかるに私は考えます。その具体的あり方につきましては、なお検討すべき多くの問題がありますので、今後、慎重に検討を重ねてまいりますが、すでに法律で定められていること、これを忠実に守ること、これは政府の当然の責任でございます。

のでお答えをいたします。電気ガス税は悪税であります。しかし、これを一挙に全廃するということは、地方財政の現状から見ましてこれは無理なことと考えます。与えられた条件の中において住民税で減税を行なうか、電気ガス税で減税を行なうかは選択の問題であり、今後ともそれぞれ適切な組み合わせにおいて減税への努力を続けてまいります。

住民税の課税最低限の引き上げは所得税との関連におきまして不十分であるとのおしゃかりであります。私は両者は必ずしも平仄を合わせべきものとも考えませんが、今後とも住民税の課税最低限の引き上げにつきまして、地方財政の実情に即しつつ軽減をはかつてまいりたいと、かように考えます。私は付加税説をとつた、いまなおそれについての考え方はどうかというお尋ねがありましたら、この問題はただいま検討の段階でございますので、結論を申し上げるわけにはまいりません。

次に、公営ギャンブルについてのお話がございました。地方団体の財政が公営競技の収益に強く依存することが好ましくないということにつきましては、つとに公営競技調査会の答申に指摘されているとおりであります。現にそのような事態にはならないよう地方財政の安定充実に十分つとめているところであります。この点は誤解のないようにお願いをいたします。また、東京都の競馬回数を他の地方団体に肩がわりを認めたことについて御批判がありました。私は昨年も関連の御質問に対しても、完全にやめてしまふことができるかどうか、あるいはやめてしまうことが望ましいかどうか、この点には多少疑問を感じます。要は、節度ある健全なものであるかどうか、ギャンブルといわれるような不健全なものではないかどうかが問題だと思いますと申したのでございますが、いままその気持ちには変わりはありません。社会的、経済的影响を無視して、単純に競馬を減らしていくことだけでは問題は片づかないと思

います。もちろん競馬法の趣旨に基づいた健全な競馬の運営には十分留意してまいります。

最後に、地方財政計画と地方自治についてのお尋ねがありました。地方財政計画は、あくまでも地方財政全体が適切に運営されるための一つの指標として策定されるものであり、具体的な行政の実施は各地方団体によりまして自主的に運営されるべきものであります。そうして、その運営が全体として国民的要請にこたえるものであり、その点が十分確保された上で行なわれるものである限り、特に批判されるべきものではない、ということは、あらためて申すまでもありません。

また、一部府県の児童手当について、自治省が反対しているという具体的な御指摘であります。が、そのようなことはないものと聞いております。この問題も以上申し上げた考え方で判断をするべき問題だと、かように考えます。

以上、お答えをいたします。その他の点については他の大臣からお答えをいたします。(拍手)

〔國務大臣秋田大助君登壇、拍手〕

○國務大臣(秋田大助君) 地方交付税の年度調整についてのお尋ねでございますが、地方交付税の本質に立脚いたしまして、もちろん地方財政の自主的な立場から年度間調整というものを行なうとすればすべきものと心得ておるのでございまます。この点、大蔵省との間に多少の意見の相違がございまして、昭和四十五年度の予算編成につきましても、大蔵大臣といろいろ御協議を申し上げましたが、なおこの問題は両省間においてさらに協議をして詰めていこうという話し合いになつておるわけであります。国会の用務等も済みました際には、大蔵大臣ととくと御相談をしてみたいたい、こう考えております。

特別事業償還費は、これは国の責任において措置すべきものというたてまえになつておるのでございますが、御承知のとおり、法人税の増徴による地方交付税の增收が昭和四十五年度、四十六年度期待されますので、地方財政全般のこととも検

討し、国家的見地にも立ち、この二年度間に限りました特別措置をとった次第でございまして、御了承を願いたいと存じます。

なお、大都市の財源の充実強化につきましては、新道路整備五ヵ年計画等の道路目的財源等を処置しなければならない観点、その他いろいろ大都市過密問題に対処するためにもこの税源を確保し、強化充実しなければならないことはもちろんでございまして、自治省といたしましては、過去において自動車取得税の創設なり、あるいは地方道路譲与税の譲与基準の改正、その他昭和四十五年度におきましては、御承知のとおり、法人税の増徴に伴う都道府県民税、法人税割りの增收分を市町村に移譲することによって、大都市財源の充実を期しておるのでございます。なおこれにつきましては、消費税あるいは流通税等を市町村、ことに大都市に付与する方策をとつてはどうかといふ御意見もございますが、これらの問題はさらに慎重に検討をいたしたいと思っております。

ただいま法人事業税の改正につきまして、東京都あるいは大阪等につらく当たつておるのじゃないだろかというお話でございますが、一法人が二以上の都道府県に事業所を持つて、いる場合のこの税の配分の合理化を期したものであります。それで、都市財源の問題とは本来別問題でもございますし、いわんや東京都はじめといふような処置に出たものではないことは、ひとつ御了承を願いたいと思うのであります。大都市の財源の充実強化につきましては、ひとつ国と地方と、あるいは市町村との仕事の配分、並びにこれと見合ふところの財源の措置等を考えまして、十分今後検討してまいりたいと思います。

なお競馬の開催のことにつきまして、開催の日数は、これは自治省の権限ではないのでございまして、農林省の決定にまつたものでございますが、過密都市であるところの川崎あるいは浦和、船橋等に配分されたことは、それなりの意義があると私どもは考えておるわけでござります。

なお、児童手当につきまして、自治省が反対をしておるといふように新聞に一部報道されたのであります。しかし、これは完全に誤伝でござりますので、その点ひとつ誤解を解いておいていただきたいと存じます。(拍手)

〔國務大臣 福田赳天君登壇、拍手〕

○國務大臣(福田赳天君) 私に対しましては、地方交付税の年度間調整についてであります。これはいま總理からも自治大臣からもお話をありましたが、ようやく、地方交付税は、そもそも法人税、また所得税、酒税、この三税の三二%という比率で算定するということになつておりますが、この法人税、所得税、酒税、これが景氣の影響が非常に敏感であります。つまり、不況のときにはこれがいろいろ減額になりますが、好況時には激増するなど、こういろいろなことで、その落ち込み、激増に対しても地方財政が安定的に成長していくために調整の措置を必要とするのではないか、こういう考え方によるものであります。そこで、四十年度には非常な大不況でありまして、その影響を受けた地方交付税が予定よりも大きくなつたというような事態がありまして、国ではその差額を地方に対しても補給をしたんです。ところが、その後事情が変わりまして、四十三年、四十四年におきましては、これは逆に地方から自主的に国のはうで借り上げるというような措置をとりました。しかし、そういう一時的なその年々の対策というところでは、これを御指摘のように中央、地方の財源論争ということになりますので、何とかこれを制度化しようじゃないかという話を持ち上がつておるわけであります。昭和四十四年度予算の編成のときには、そういう方向で年度間調整の制度を確立し、いわゆる借り貸し措置のよくなことはやめようじゃないかといふような覚え書きまでつくつたんであります。これがなかなかまだ制度として両省の間に意見の一一致を見ない。まことに残念に存じておる次第でございます。

それから道路の長期計画、五カ年計画を四十六

年度からスタートしよろといふことに相なります。が、その財源は多少いまの税体制では不足をいたします。その不足をどういうふうに埋めていくかということは、四十六年度予算編成をめどにいたしまして、これを策定いたしたいと、かように考えておるのあります。その際に、地方の財源につきましても十分配慮しなければならない、さよう考へております。(拍手)

○副議長(安井謙君) 阿部憲一君。

〔阿部憲一君登壇、拍手〕

○阿部憲一君 私は、公明党を代表して、ただいま趣旨説明のありました昭和四十五年度地方財政計画及び地方交付税法の一部を改正する法律案に対する所信をお伺いしたいと思います。

まず総理にお尋ねしたいことは、内政の中身についてであります。一九七〇年代の開幕の年にあたって、それは單に地方自治にとって年度が変わったというだけではなく、地方制度のあり方についても大きな曲がりかどを意味しており、新しく社会経済に適応する制度の抜本的改正を要する時期にきているのではないかということであります。

シャウブ税制以来二十年、「地方行政は地方自治体の手で」という原理原則論に立つて地方財政問題も扱われてまいりましたが、その後の経済社会構造の著しい変化に伴つて、過疎、過密の深刻

化、交通灾害、大都市財政、地域開発、各種の公害等複雑化し、しかも、長年の産業優先、生産第一主義の政府施策はさまざまのひずみを生み、国民生活に直結する住宅、道路、下水道、教育施設等、各種の生活環境施設及び社会保障制度の現

位を占める経済大国に成長しながら、一方では、一主義の政府施策はさまざまのひずみを生み、国民生産は自由世界において米国に次ぐ世界第二

といふのであります。七〇年代こそ、この著しい変化を是正するために、社会資本の投下、充実を最優先とする政策を実施しなければならないと思ひます。したがつて、住民生活に直結する地方財政のあり方については、早急に再検討しなければならないと思うのであります。

そこで第一の問題は、年中行事と化した毎年の予算編成にあたつての地方財政をめぐる大蔵省と自治省の財源争いであります。四十三年度の予算編成から始まつた地方交付税の貸借争いは、その後の四十四年度に引き続き、ついに四十五年度予算編成まで尾を引いて争われ、未解決のまま昭和四十六年度予算編成を迎えるとしております。しかも、貸借関係が一応清算される予定年度は昭和四十八年と現在のところきまつておりますが、総理は、一体、このような財源争いをいつまでもお続けになるお考えなのか、お伺いいたします。

次にお尋ねしたいことは、地方制度の改革についてであります。この問題は、戦後幾たびか論議がございました。昭和四十五年度の地方財政計画でも、総ワクでは七兆九千億円から八兆円に近い國の予算規

かわされてまいりましたが、政府の行財政にわたる改革は、小手先だけの改正、繰りはぎだらけの

糊塗政策に終始して、一向に前向きの姿勢になつておりません。申すまでもなく、経済の高度成長と社会の激変な変化发展は、種々の行政上の矛盾を生み、地方制度の改革を求めておりますが、そ

の一つである広域行政をとらえてみましても、市町村段階においては自治省の計画実施しようとする

廣域市町村圏あり、一方には、建設省の主唱する地方生活圈中心構想があります。さらに、府県段階におきましては、政府の唱える都道府県合併論がありますし、また、財界が強力に推進道州制論があります。このように、地方財政の改革については、政府部内にも著しい意見の不統一が見られます。が、総理は、今後の地方制度のあり方をどのようにお考へになっておられるか、お伺いいたします。

次に、大蔵大臣にお尋ねいたします。大蔵当局が申すまでもなく、地方財政の状況は、三十九年、四十年の赤字苦境の時代からは確かに脱出し、数字の上、総ワクの上では好転しております。しかし、前に述べましたように、経済社会の著しい変化に伴う財政需要の急増は、とうてい地元住民の要請に追いつかず、長年にわたる高度経済成長のひずみは、生活環境の立ちおくれを一そく深刻化させております。ただいま御説明のありましたが、大蔵大臣は、今後この問題をどう対処なさるおつもりか、お伺いいたします。

模に匹敵する大型には相違ありませんが、いままでのあまりにも貧困であった地方財政の実情と激しい社会構造の変動に伴う財政需要の急増を考えれば、決して過大とは申せません。むしろ当然で

あり、大蔵当局のごとく決算上の数字をとらえて地方財政好転論を吹聴しても、決して行政水準は向上するものではなく、長年の赤字財政に苦しみ抜き、やらねばならぬ事業も手控えて、無理

やり決算の帳じりを合わせるためにきゅうきゅうとしてきた地方団体にしてみれば、これからが住民サービスのほんとうの仕事のしどころであります。

地方財政が好転した、財政規模が膨張したとは申しながら、地方道の改良舗装、下水道の普及、都市周辺地域の人口増に伴う必然的な財政需要の増大や、過疎、過密、公害等の新たな行政需要の登場などを考へるとときに、はたして三千有余の地方公共団体にとって、交付税その他の補助金を配分してどれだけの効果、レベルアップが期待できるでしょうか。国と地方との年度間調整を全く否定するものではありませんが、このような地方政府に直結する地方財政は、本質からいって国と地方との年度間調整とははじまらないものであり、それを數字や総ワクの上だけにとらわれて、中身を見ず、無理やりに調整しようとするところに争いが起るのではないかと思うのであります。今秋また四

十六年度の予算編成期を迎えるわけであります。が、大蔵大臣は、今後この問題をどう対処なさるのではないかと思うのであります。今秋また四

次に、自治大臣に二、三の点についてお伺いいたします。

第一には、地方の長期の財政基本計画についてであります。大臣は、先ほど、昭和四十五年度の地方財政計画の説明にあたって、行政経費の効率化及び重点化に徹し、節度ある財政運営を行なうと申されておりますが、地方行政には従来からあまり長期的な計画の展望も見当たらず、年度ごとにわたくての地域開発や国民生活水準向上に対する長期計画も予算的裏づけもないようであります。

現在、國のほうには、その成果は別として、経済、道路、住宅総合開発等、長期的ビジョンの上に立って施策が推進されております。内政を担当する自治大臣においては、今後の地方行政全般にわたって長期の基本計画を立案する御用意があるかどうか、御所信をお伺いいたします。

第二は、住民税の減税についてであります。四十五年度の改正案によりますと、標準世帯の課税最低限を十万五千円に引き上げ、七十二万九千円とすることになつておりますが、所得税のそれと比較しますと、依然約三十万円ばかりの開きがあります。一向に改善されておりません。これは、政府や、税制調査会のいう地域社会の負担分担の考え方に基づくものと思いますが、これこそ大衆課税を合理化したものであり、この負担分担の押しつけは住民に耐えがたい重税感を与えていたるのあります。一方では、四十五年度の地方税の自

然増収が約六十六億円と見込まれ、これに対してもあります。これは、地方財源を国に貸す余裕があるくらいなら、もっと減税しろとの声が出るのは当然であります。わが党は住民税の課税最低限を標準世帯百万円まで引き上げるべきであると、從来より主張いたしてまいりましたが、自治大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

もう一つは、先刻も触れられましたが、電気ガス税の問題でございます。前の総理池田さんも、ま

た、現佐藤総理も、国会答弁において繰り返し電気ガス税は要税である、なるべく早い機会に全廃

したい、こういうふうに約束されております。自治省は、これにかわるべき市町村の財源がないとい

う理由で廃止に踏み切らず、今日まで引き延ばしてきたのが実情のようであります。が、物価抑制の上からも、悪税論以来六年も経過した今日、断固として全廃すべきものと思いますが、これについて自治大臣の御決意を伺いたいと思います。

最後に、水田買い上げ構想について総理にお伺いいたします。米の生産調整に関連して、減産五

十万トン相当分の水田を地方公共団体及び民間に買い上げさせようという政府苦肉の水田買い上げ構想であります。これは政府の減産目標百五十万

トンのうち五十万トン分、約十一万ヘクタールの水田を地方団体と民間の買い上げによつてまかな

おらとするものであります。現在、地方団体が

ます。(拍手)

○國務大臣(佐藤栄作君) 阿部君にお答えいたしました。

國の予算編成に際し、地方交付税や国庫補助、それから負担金などのあり方をめぐらまして、国と地方のそれぞれの立場から種々論議がかわされていることは事実であります。いずれもそれぞれの立場をよく理解し合い、実情に即した適切な財政の大綱を立て、実行していくことが求められます。問題が問題だけに、多くの構想が生まれるこ

ととはむしろ当然であり、これを意見の不統一とい

うのは当たらないのではないだろうかと思いま

す。また、理想論を机上で描いていても全く意味

がないので、多くの関係者に共感の得られる、実

現可能性のある案をつくり出さなければなりません。政府としては、多くの御意見を十分しんしゃくして慎重に検討すべき課題である、かように私

はつきり申し上げて御理解をいただきたいと思ひます。

最後に、米の生産調整についてお尋ねがあります。

した。この生産調整の一環として計画した十一万五千ヘクタールの買収は無理ではないか、また、これを地方団体に押しつけているのではないかとの御批判でありましたが、私も率直なところ、これはなかなか容易なことではない、かように考えております。しかしながら、当面の米の需給調整が円滑に進むことが、日本農業の転換のため何よりも大切である。その意味合いにおいて、さきの施政方針演説においても、農民諸君、農民団体のみならず、地方公共団体の御理解と御協力を希望したのであります。私は、関係者各位の一一致協力によりまして、この計画が何とかして達成される以上、お答えいたします。(拍手)

〔國務大臣福田赳夫君登壇、拍手〕

○國務大臣(福田赳夫君) 拝啓申し上げます。

地方財政が非常に好転しているということを私が言つてゐるのはどういうわけかと、こういうことがあります。つまり、数字も、あらゆる角度から検討いたしましても、これを示しているわけであつて、四十三年度決算を見ますれば黒字が実に千九十四億円、それから積み立て金がその上半九百十三億円、合わせて三千七億円の実質剩余がある、こういう状態であります。また、四十四年度以降におきましても、財政は非常に好調であります。まして、財政計画の規模のごときも国のはうでは四十四年度が一五・八%の拡大、地方では一八・

五%の拡大である。四十五年度は一七・九%が中央

それに對して地方では一八・九%であるとい

うような拡大の状況であります。これをまかな

う財源はどうかというと、國のほうでは公債の依

存度が四十五年度では五・四、しかし、地方ではそれが四・六である、こういう状態であります。

それから、したがつて、一般財源が非常に伸びておられます。六五・五%が一般財源である、こ

ういうような状態であります。まあどこから見ま

しても地方財政が好転しておると、かように考えております。

四十六年度以降どうするかという話であります

が、私は、中央、地方、これは車の両輪だと、そ

ういう考え方であります。互いに相助け、助けら

れ、そして地域社会を守る、こういうことかと思

います。で、年度間調整につきましては、今後とも制度的な面を鋭意検討していきたい、さよならに存じております。(拍手)

〔國務大臣秋田大助君登壇、拍手〕

○國務大臣(秋田大助君) 今後の地方行政に課せ

られた問題は多々ござります。過密、過疎の問題の解消、あるいは均衡のとれました地方の開発

等、地方社会資本充実を期しながらこれらの仕事

をやつてまいるためには、長期計画の必要なるこ

とは論をまたないのでございまして、しこうし

て、そのできました長期計画を計画的に実行する

ことが必要であろうと思います。

情報化時代に處しまして、PPBS方式等も

云々されるのでござりまするから、地方行財政の運用につきましても、これら情報を処理する新しい手法等を取り入れまして、長期計画の作成を期してまいりたい。從来その趣旨で地方公共団体等も指導してまいりましたが、本省においてもまたひとつ画期的な手法を用いまして長期基本計画をつくってまいりたい、もつて地方行政の近代化に資したいと考えておる次第でござります。

住民税の課税最低限を百万円に引き上げると、要するに、これは所得税の課税最低限と同一歩調

をとれども、御発想であろうとございま

す。所得税並びに地方住民税の税の本質の差といふことは、あえてここに論じませんが、しかしながら、やはり低額所得者の税負担の軽減といふことを十分考慮しなければならないのであります。

で、さればこそ、昭和四十五年度の住民税の課税

最低限の引き上げ額は所得税のそれよりも多少上回つておるのであります。それだけ差を縮めて

おるところの自治省の努力といふものはひとつお買い願いたいのであります。今後この方針によりまして経済の状況等を考慮しつつ、地方財政の全般をにらみつつ漸次その差を縮めていくことに努力をいたしたいと考えております。

○副議長(安井謙君) 村尾重雄君。

〔村尾重雄君登壇、拍手〕

○村尾重雄君 私は、民社党を代表して、ただいま提案されました地方交付税法の一部を改正する法律案及び昭和四十五年度地方財政計画に關連いたしまして、若干の質疑をいたします。

まず、総理にお尋ねいたします。総理は、今国会冒頭の施政演説の中で、一九七〇年代において国民総生産は二千億ドルをこえ、十年後にはさらに三倍程度に増大することも不可能でないと自負しておられます。しかし、国民総生産がいかに増

大しようとも、真に国民の生活の充実につながる

ところの地方税体系における基本的税収をなすものでござりますし、これにかかる税収といいまして、たゞこの専益金を全額こつちへ持つてきたりどうだという御意見もあります。将来

電気ガス税の免稅点はだんだんひとつ經濟の

情勢に応じて引き上げ、かつその税率はある程度引き下げる、この二方法によりまして適正を期してまいりたい。いま直ちにこれを全廢するといふことは、地方税収財源等の關係から、そこまでは踏み切れないが、漸次この電気ガス税についての内容の改正を期してまいりたいと考えております。(拍手)

るところの地方税体系における基本的税収をなすものでござりますし、これにかかる税収といいまして、たゞこの専益金を全額こつちへ持つてきたりどうだという御意見もあります。将来

電気ガス税の免稅点はだんだんひとつ經濟の

情勢に応じて引き上げ、かつその税率はある程度引き下げる、この二方法によりまして適正を期してまいりたい。いま直ちにこれを全廢するといふことは、地方税収財源等の關係から、そこまでは踏み切れないが、漸次この電気ガス税についての内容の改正を期してまいりたいと考えております。(拍手)

ためには、経済成長のひずみを是正することが最も重要であります。すなわち、公害、交通、住宅など生活環境施設整備、社会資本の充実をはからなければ、この問題の解決はあり得ないと思います。すなわち、その実施について、その大部分をゆだねております地方公共団体の努力に待たなければならず、この意味において、地方公共団体の責務はきわめて重大であると思うのであります。したがいまして、政府としては、地方自治の尊重、住民福祉を充実するために、地方財政の強化に最大の努力を傾注する任務を負うてはいるのであります。しかし、最近における政府の方針は、ややもすれば地方財政を弱体化させる傾きを見せており、いわゆる三割程度の地方自主財源で、本来的には政府財政に依存せざるを得ない地方財政を一そうちで、総理は、地方に対する国の責任遂行について、どのような方針でおられるのか、その所信を承りたいと思います。

また、最近急激な社会構造の変化は、人口の激しい流動化を伴い、過密、過疎を生ぜしめております。この解決は、当面地方自治の大きな課題であり、さらにその他公害対策、交通対策など、財政需要の増大の要因を数多くかかえており、財政力の低い地方公共団体にとりましては、まさに手に負えない結果となつております。重ねて総理に、長期展望の中でのこの点をどう考えておられるか、御見解をば承りたいと思うのであります。

次に、地方交付税の減額措置について、関係大臣にお尋ねいたします。

次に、地方交付税の減額措置について、関係大臣にお尋ねいたします。

地方制度調査会の答申によれば、地方交付税は、本来国との間の税源配分の一環として設けられている地方公共団体固有の財源であると、その性格を明確しております。また昨年、先ほど質疑もありましたが、自治大臣と大蔵大臣との間に、昭和四十三年度、四十四年度においてとられた交付税の国と地方との貸借の特別措置は今後はとらないとの覚え書きをかわしておられることは御承知のことと思ひます。しかるに、今回交付すべき交付税の総額は、三百十億円を減額した額とすることになつてゐる所以であります。これは交付税の性格をますます不明確とするものであります。いやしくも一省の責任者たる大臣たるもののが、お互の約束を一片の紙切れ同様に破り去ることは、國政をあずかる者のとるべき姿勢でないと思うのであります。それを國の財政の都合により、かつてに削減しようとすることは断じて承服できないところであります。七〇年代は内政の年と言われる政府の態度に反すると言わざるを得ません。かかる意味から、減額措置を直ちに撤回すべきであると考えますが、総理、自治、大蔵各大臣に責任ある答弁を求めるものであります。また、地方交付税の性格とはいかなるものであるが、この際あらためてお伺いしたいと思います。

次に、地方財源の確立についてでありますが、現在の国と地方との財源は、国が七〇%、地方が

三〇%となつておりますが、実際に使用する場合には、地方が六五%，国が三五%と、収入支出において全く逆となる不合理な制度となつております。私は、これが地方財政の強化策として、当面、これも触れられたことばであります。たゞこの専売益金を地方に移譲すべきことを主張します。政府は、これは国が行なつてゐる事業益金だから地方に回すのは筋違いだと言われておりますが、これは専売公社を私企業的觀点でのみ見る官僚の私は発言であろうと思います。國、地方の財源も國民に奉仕するためのものでありますから、専売益金も、この際、地方に移すことが最も適切な方法であらうと思ひます。

また、わが国の道路舗装率は一%，先進国の中でも、国道が七四%舗装されてゐるにかかわらず、住民が日常使用する身近な市町村道は、わずかに五%しか舗装されていないのが現状であります。したがつて、市町村道整備目的財源として、揮発油税の一部を市町村に移譲すべきと思うのであります。このような税財政改正を実行することによって、地方の自主財源は五〇%近くまで引き上り、それに地方交付税を加えると、地方財政の運営はよほど彈力性を回復するものと考えますが、總理、大蔵、自治各大臣の御所見を伺いたいのであります。

度に悪化しております。四十三年度の決算状況は、単年度で赤字を生じた病院数は五一%に達しており、四十四年度の決算推計によりますと、赤字額は六倍程度に激増し、しかも全病院の中に入院者は赤字病院となるであろうということがいわれております。このようすに自治体病院の経営状態が最悪の事態に立ち至りつある現状から、政府の何らかの援助措置が必要であります。自治体病院運営のいかんは、直ちに国民の福祉に直結するものと言つて過言でないであります。ことに政府の公約であります医療保障制度の抜本改正を早急に断行し、これらの早期解決をはかるべきであります。また、自治体病院の果たしている役割並びに今後わが国の医療体系に及ぼす影響等、まつこからこれと取り組むべきであります。まつこからこれが、政府の御所見をただしまして、私の質問を終わります。(拍手)

○國務大臣(佐藤榮作君) 村尾君にお答えいたします。

まず、地方自治の尊重、住民福祉の向上の見地から、地方財政の充実強化に最大の努力を払えとの御提案がありましたが、住民の日常生活に密着した地方行政の充実をはかること、これこそは内政充実のため最も重要なことであります。今後とも十分この内政の充実について、そのための地方財政の充実は十分配慮してまいる考え方でござります。特に過密都市対策、公害対策、交通対策を

○國務大臣（佐藤榮作君）　村尾君にお答

えいたし

はじめとして、地方団体がこれから実施すべき事業が著しく増大しております。財政需要もまた増高していることは御意見のとおりであります。特にこれらの事業は、長期的な見地から計画的に実施すべきものでありますので、地方団体が住民の期待にこたえ、積極的に事業を実施し得るよう十分配慮しておられる考え方でございます。

交付税の減額措置その他についてお尋ねがございましたが、これは所管の大臣の答弁に譲らせていただきます。

最後に、自治体病院の経営状態については、本年二月の診療報酬改定によりまして、かなりの改善を示すものと見込まれますが、今後とも必要な援助措置につきましては配慮してまいります。

なお、医療保険の抜本改革につきましては、現在、関係審議会におきまして御審議願つております。その結論を得て、四十六年度には医療保険の改正に着手できるよう努力したいと、かように考えております。

以上お答えいたします。(拍手)

〔国務大臣秋田大助君登壇、拍手〕

○国務大臣(秋田大助君) 地方交付税の性格でござりますが、申すまでもなく、国と地方との事務配分、これに見合った経費負担ということから考えられまして、国と地方との間に配分されました地方の固有財源であることは申すまでもないのであります。したがって、これについて貸し借りをしておることはけしからぬじやないかといふお話を

ざいます。われわれといったとしても、かねて大蔵省、自治省間の覚え書きの趣旨にも従しまして、極力これを避けたいと思つたのでござります。

が、いろいろ国の財政の事情もこれあり、御承知のとおり地方交付税の増徴、增收も予定されまして、ある程度の地方行政水準の維持等も考えられ、地方行政の健全も考えられましたので、諸般の事情を考慮いたしまして、やむを得ず貸し借りの処置に出たものでございまして、今後はこれをお避けたいと思っておりますので、今回のところを御了承を得たいと思うのであります。

なお、地方の仕事は、地方住民が負担する地方税をもつてまかない得るならばけつこうなんございますけれども、地方税源の配分というものは、必ずしも合理的にまいらない偏在性があるのは、どこでございまして、ここで地方交付税というものの存在があることは申すまでもないのですが、ついては、ひとつたばこ消費税、専売益金を全部地方に移譲してはどうだらうというようなお話をございますが、四七・二%も現在専売益金をたばこ消費税として地方にいただいておるわけでありまして、ひとつ、いろいろ事情を考慮し、さらに検討をしてまいりたいと思います。

なお、新しい道路整備五カ年計画に関係して、地方道路目的財源の充実強化をはかる意味におきまして、揮発油税の一部を地方に移譲したらといふ御提案でござりますが、これらの点につきましても、ひとつ今後十分関係方面と御相談をしては、ひとつ今後十分関係方面と御相談をしております。

検討をしてまいりたいと思っております。

なお、地方自治体病院の経営が、いまだ赤字基調を脱しきれずにいることは事実でございまして、昭和四十四年度におきましては、社会保険診療報酬の改正が行なわれましたが、実施が本年の二月からでございましたために、改定期間が二ヵ月にとどまるなど、及び給与改定の実施のための単年度収支を均衡させることはむずかしいと思われます、昭和四十五年度におきましては、一応单年度収支が償われるものと考えております。

このように自治体病院の経営が悪化している原因につきましてはあえて論じませんが、自治体病院が行なう衛生行政に要する経費及び建設改良に要する経費につきまして、一般会計から病院会計に繰り入れを行なうこといたしまして、地方財政計画において所要の財源措置を講ずる等により、その健全化をはかるとともに、経営の合理化を進めるための対策を引き続き講じてまいりたいと思います。なお、御参考までに、昭和四十五年度病院事業関係地方財政計上額は二百二十六億円でござります。(拍手)

〔国務大臣福田赳氏君登壇、拍手〕

○国務大臣(福田赳氏君) 村尾さんから、交付税減額措置を撤廃せよという御所見でござりますが、この措置につきましては、私も遺憾に存じておられるわけでござります。四十一年度予算編成の際に、大蔵、自治両大臣は、地方交付税交付金の年度間調整の制度を制定しようじゃないかと、それによ

よつて四十三年度に行なつたいわゆる貸し借り措置ですね。つまり交付税の減額措置は、これを取

りやめようといふふうにも言えるわけです。しかし、地方から見ますれば、その三税の法律によつてきめられた三三二%というものを自動的に受け入れるわけでござりますから、そういう意味におきましては、地方が地方の固有財源である、自主財源であると称してもまたふしきはないのであ

官報号外

ります。見方によりましては国の財源とも言える

し、地方財源とも言える。そういう性格のものでありますかと思います。

それから、今後自主財源を充実せよ、その方法

として専売益金を全部地方に移したらいいじゃな

いかというようなお話をあります。いま自治大

臣からお話しのように、まあかなりの額が、たば

こ消費税につきましては地方に回つておるわけ

あります。その上さらに繰り入れを増額するとい

うようなことは、今日の中央、地方の財政のバラ

ンスから見ていかがあろうかと、かように考え

る次第であります。(拍手)

○副議長(安井謙君) これにて質疑の通告者の発

言は全部終了いたしました。質疑は終了したもの

と認めます。

昭和四十五年三月二十四日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

勤労青少年福祉法案

勤労青少年福祉法案

目次

- 第一章 総則(第一条—第五条)
第二章 勤労青少年福祉対策基本方針等(第六

条・第七条)

- 第三章 福祉の措置(第八条—第十四条)
第四章 福祉施設(第十五条—第十七条)

- 第五章 雜則(第十八条—第二十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、勤労青少年の福祉に関する

原理を明らかにするとともに、勤労青少年につ

いて、職業指導の充実、職業訓練の奨励、福祉

施設の設置等の措置を計画的に推進し、もつて

勤労青少年の福祉の増進を図ることを目的とす

る。

(基本的理念)

第二条 すべて勤労青少年は、心身の成長過程に

おいて勤労に従事する者であり、かつ、特に将

來の産業及び社会にならざることにかん

がみ、勤労青少年が充実した職業生活を営むと

とともに、有為な職業人としてすこやかに成育す

るように配慮されるものとする。

右

勤労青少年福祉法案
提出する。

〔審査報告書は都合により第十二号末尾に

掲載〕

勤労青少年福祉法案

国会に提出する。

第三条 勤労青少年は、勤労に従事する者として

の自覚をもち、みずからすんで有為な職業人

として成育するよう努めなければならない。

(関係者の責務)

第四条 事業主は、その雇用する勤労青少年の福

祉を増進するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、勤労青少年の福祉を

増進するよう努めなければならない。

3 事業主がその雇用する勤労青少年の福祉の増

進のための措置を講じ、又は国若しくは地方公

共団体が勤労青少年の福祉の増進のための施策

を講ずるにあたつては、事業主又は国若しくは

地方公共団体は、その措置又は施策を通じて、

前二条に規定する基本的理念が具現されるよう

に配慮しなければならない。

(勤労青少年の日)

第五条 ひろく国民が勤労青少年の福祉について

の関心と理解を深め、かつ、勤労青少年がみず

からすんで有為な職業人としてすこやかに成

育しようとする意欲をたかめるため、勤労青少

年の日を設ける。

2 勤労青少年の日は、七月の第三土曜日とす

る。

3 国及び地方公共団体は、勤労青少年の日にお

いて、その日の趣旨にふさわしい事業が実施さ

れるよう努めなければならない。

第二章 勤労青少年福祉対策基本方針等

(勤労青少年福祉対策基本方針)

第六条 労働大臣は、勤労青少年の福祉に関する

施策の基本となるべき方針(以下「勤労青少年

福祉対策基本方針」という。)を定めるものとす

る。

2 勤労青少年福祉対策基本方針に定める事項

は、次のとおりとする。

一 勤労青少年の職業生活の動向に関する事項

二 勤労青少年の福祉の増進について講じよう

とする施策の基本となるべき事項

3 勤労青少年福祉対策基本方針は、勤労青少年

の労働条件、意識並びに地域別、産業別及び企

業規模別の就業状況等を考慮して定められなけ

ればならない。

4 労働大臣は、勤労青少年福祉対策基本方針を

定めるにあたつては、あらかじめ、婦人少年問

題審議会の意見をきくほか、都道府県知事の意

見を求めるものとする。

5 労働大臣は、勤労青少年福祉対策基本方針を

定めたときは、遅滞なく、その概要を公表する

ものとする。

6 前二項の規定は、勤労青少年福祉対策基本方

針の変更について準用する。

(都道府県勤労青少年福祉事業計画)

第七条 都道府県知事は、勤労青少年福祉対策基

本方針を参考して、当該都道府県における勤労

青少年の福祉に関する事業の基本となるべき計

画(以下「都道府県勤労青少年福祉事業計画」と

いう。)を策定するよう努めなければならない。

い。

2 都道府県知事は、都道府県勤労青少年福祉事業計画を定めるにあつて必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村の長の意見をきくものとする。

3 前条第二項、第三項及び第五項の規定は都道府県勤労青少年福祉事業計画の策定について、同条第五項及び前項の規定は都道府県勤労青少年福祉事業計画の変更について準用する。この場合において、同条第五項中「労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

(職業措置)

第八条 職業安定機関は、勤労青少年がその適性、能力、経験、技能の程度等にあわしい職業を選択することを促進するため、勤労青少年その他関係者に対して雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、勤労青少年の特性に適応した職業指導を行なう等必要な措置を講ずるものとする。

第九条 職業安定機関は、勤労青少年が職業に適応することを容易にするため、その就職後においても、勤労青少年その他関係者に対して、相談に応じ、及び必要な指導を行なうことができ る。

第十条 職業安定機関の長は、必要に応じ、勤労青少年が職業に適応することを容易にするた

め、勤労青少年その他関係者に対して、相談に応じ及び必要な指導を行なうことを当該業務に付けて熱意と識見を有する者に委託することができる。

(職業訓練に関する啓もう宣言等)

第十二条 国、都道府県及び雇用促進事業団は、勤労青少年が職業に必要な技能（これに関する知識を含む。）を習得することを促進するため、勤労青少年その他関係者に対して、職業訓練に関する啓もう宣言を行なう等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(職業訓練又は教育を受ける勤労青少年に対する配慮)

第十三条 事業主は、その雇用する勤労青少年が職業訓練法（昭和四十四年法律第六十四号）第八条第一項に規定する法定職業訓練又は学校教育法（昭和二十二年法律第一一六号）第四条に規定する高等学校の定期制の課程若しくは通信制の課程等で行なう教育を受ける場合は、当該勤労青少年が当該職業訓練又は教育を受けるために必要な時間を確保することができるよう配慮をするよう努めなければならない。

（勤労青少年福祉推進者）
第十四条 事業主は、その雇用する勤労青少年が職場に適応することを容易にするため、事業場に行なうことを目的とする施設とする。

3 労働大臣は、勤労青少年ホームの設置及び運営についての望ましい基準を定めるものとする。
(勤労青少年ホーム指導員)

第十五条 地方公共団体は、必要に応じ、勤労青少年ホームを設置するよう努めなければならない。

(勤労青少年ホーム)

第十六条 勤労青少年ホームには、勤労青少年による余暇に行なわれる活動のための便宜を供与する等勤労青少年の福祉に関する事業を総合的に行なうことを目的とする施設とする。

(勤労青少年ホーム指導員)

第十七条 勤労青少年ホーム指導員は、その業務について熱意と識見を有する者に委託することができる。

(勤労青少年ホーム指導員)

第十八条 国は、勤労青少年の福祉を増進するための事業を推進するために必要な助言、指導その他の援助を行なうように努めなければならない。

(国の助言等)

第十九条 労働大臣は、勤労青少年福祉対策基本方針を定めるについて必要な調査を実施するものとする。

(調査等)

2 労働大臣は、勤労青少年の福利待遇の実態を把握するため、資料の提供その他の必要な協力を求めることができる。

(資料の提供)

3 労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関の長に対し、資料の提供その他の必要な協力を求めることができる。

ならない。

2 前項の事業場の範囲及び勤労青少年福祉推進者の資格に関する事項は、労働省令で定める。

（余暇の有効活用）

第十四条 国及び地方公共団体は、勤労青少年の勤労による疲労の回復とすこやかな成育に資するため、勤労青少年の勤労の余暇の有効な活用に必要なレクリエーションその他の事業が実施されるよう努めるとともに、勤労青少年の健全なクラブ活動を援助する等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(雇用促進事業団が設置する施設)

第十五条 雇用促進事業団は、雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第二百六号）第十九条第一項第五号の福祉施設のうち勤労青少年に係るものとの設置及び運営を行なうにあたっては、勤労青少年の職業生活の動向及び生活の実態に即応するよう配慮しなければならない。

(勤労青少年ホーム)

第十六条 勤労青少年ホーム指導員は、その業務について熱意と識見を有し、かつ、労働大臣が定める資格を有する者のうちから、選任するものとする。

下「勤労青少年ホーム指導員」という。)を置くように努めなければならない。

2 勤労青少年ホーム指導員は、その業務について熱意と識見を有し、かつ、労働大臣が定める資格を有する者のうちから、選任するものとする。

官報号外

(船員に関する特例)

第二十条 船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)

第六条第一項に規定する船員及び同項に規定する船員にならうとする者に関する事項は、

第六条第一項、同条第四項(同条第六項において準用する場合を含む)、同条第五項(同条第六項及び第七条第三項において準用する場合を含む)、第七条第三項及び第十九条中「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」と、第六条第四項(同条第六項において準用する場合を含む)中「婦人少年問題審議会」とあるのは「船員中央労働委員会」と、第十三条第二項中「労働省令」とあるのは「運輸省令」とする。

六項及び第七条第三項において準用する場合を含む)、第七条第三項及び第十九条中「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」と、第六条第四項(同条第六項において準用する場合を含む)中「婦人少年問題審議会」とあるのは「船員中央労働委員会」と、第十三条第二項中「労働省令」とあるのは「運輸省令」とする。

第十条第一項第八号中「及び港湾労働法」を

「港湾労働法」に、「の施行に因ること」を「及び労働青少年福祉法(第八条から第十条までの規定に因る)の施行に因すること」に改めること。

第十条の二第六号中「並びに炭鉱離職者」を

「炭鉱離職者」に、「職業訓練に因ること」を規定に因ることに改める。

第十三条第一項の表中婦人少年問題審議会の

項を次のように改める。

「婦人少年問題審議会」に、「労働大臣の諮問に応じ、婦人

青少年問題並びに労働青少年福

祉法の施行及び改正に因ること」に改める。

第十四条中第三十二号の十を第三十二号の十一とし、第三十二号の九の次に次の一号を加える。

三十二の十 勤労青少年福祉法(昭和四十五年法律第

年福祉対策基本方針並びに勤労青少年ホー

ムの設置及び運営についての望ましい基準

を定めること。

る。

(船員に関する特例)

第二十条 船員職業安定法(昭和二十三年法律第

五号までを一号ずつ繰り下げる、第二号の次に次の一号を加える。

三 勤労青少年福祉対策基本方針を定めるこ

とその他勤労青少年福祉法(第八条から第

十二条までの規定を除く)の施行に関する

こと。

第十四条の二 第二十四号の二を第二十四号の三とし、第二十四号の二を第二十四号の三とし、第

二十四号の次に次の一号を加える。

二十四の二 船員に係る勤労青少年福祉対策

基本方針を定めること。

第五十七条中「及び船員災害防止協会等に因

する法律(昭和四十二年法律第六十一号)」を

「、船員災害防止協会等に関する法律(昭和四

十二年法律第六十一号)及び勤労青少年福

祉法(昭和四十五年法律第

号)」に改める。

「佐野芳雄君登壇、拍手」

「職業訓練並びに勤労青少年福祉法(第十二条の二第六号中「並びに炭鉱離職者」を

規定期限に因ること)の施行に因すること」に改める。

第十三条第一項の表中婦人少年問題審議会の

項を次のように改める。

「婦人少年問題審議会」に、「労働大臣の諮問に応じ、婦人

青少年問題並びに労働青少年福

祉法の施行及び改正に因ること」に改める。

第十四条中第三十二号の十を第三十二号の十一とし、第三十二号の九の次に次の一号を加える。

三十二の十 勤労青少年福祉法(昭和四十五年法律第

年福祉対策基本方針並びに勤労青少年ホー

ムの設置及び運営についての望ましい基準

を定めること。

号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第二十四号の四を第二十四号の五とし、第二十四号の三を第二十四号の四と

し、第二十四号の二を第二十四号の三とし、第

二十四号の次に次の一号を加える。

二十四の二 船員に係る勤労青少年福祉対策

基本方針を定めること。

第五十七条中「及び船員災害防止協会等に因

する法律(昭和四十二年法律第六十一号)」を

「、船員災害防止協会等に関する法律(昭和四

十二年法律第六十一号)及び勤労青少年福

祉法(昭和四十五年法律第

号)」に改める。

「佐野芳雄君登壇、拍手」

「職業訓練並びに勤労青少年福祉法(第十二条の二第六号中「並びに炭鉱離職者」を

規定期限に因ること)の施行に因すること」に改める。

第十三条第一項の表中婦人少年問題審議会の

項を次のように改める。

「婦人少年問題審議会」に、「労働大臣の諮問に応じ、婦人

青少年問題並びに労働青少年福

祉法の施行及び改正に因ること」に改める。

第十四条中第三十二号の十を第三十二号の十一とし、第三十二号の九の次に次の一号を加える。

三十二の十 勤労青少年福祉法(昭和四十五年法律第

年福祉対策基本方針並びに勤労青少年ホー

ムの設置及び運営についての望ましい基準

を定めること。

が、詳細は会議録により御承知を願います。

採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(安井謙君) 別に御発言もなければ、こ

れより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○佐野芳雄君 ただいま議題となりました勤労青

少年問題審議会の総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決せられました。

本案はこれにて散会いたします。

午前十一時二十八分散会

出席者は左のとおり。

議員 原田 立君 萩原幽香子君 青島 幸男君

塙出 啓典君 中沢伊登子君

山高しげり君 市川 房枝君

三木 忠雄君 内田 善利君

沢田 実君 高橋雄之助君

矢追 秀彦君 阿部 憲一君

浅井 亨君 松下 正寿君

小林 章君 楠 正俊君

上林繁次郎君 黒柳 明君

3 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七

号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第二十四号の四を第二十四号の五とし、第二十四号の三を第二十四号の四と

し、第二十四号の二を第二十四号の三とし、第

二十四号の次に次の一号を加える。

二十四の二 船員に係る勤労青少年福祉対策

基本方針を定めること。

第五十七条中「及び船員災害防止協会等に因

する法律(昭和四十二年法律第六十一号)」を

「、船員災害防止協会等に関する法律(昭和四

十二年法律第六十一号)及び勤労青少年福

祉法(昭和四十五年法律第

号)」に改める。

「佐野芳雄君登壇、拍手」

「職業訓練並びに勤労青少年福祉法(第十二条の二第六号中「並びに炭鉱離職者」を

規定期限に因ること)の施行に因ること」に改める。

第十三条第一項の表中婦人少年問題審議会の

項を次のように改める。

「婦人少年問題審議会」に、「労働大臣の諮問に応じ、婦人

青少年問題並びに労働青少年福

祉法の施行及び改正に因ること」に改める。

第十四条中第三十二号の十を第三十二号の十一とし、第三十二号の九の次に次の一号を加える。

三十二の十 勤労青少年福祉法(昭和四十五年法律第

年福祉対策基本方針並びに勤労青少年ホー

ムの設置及び運営についての望ましい基準

を定めること。

「佐野芳雄君登壇、拍手」

「職業訓練並びに勤労青少年福祉法(第十二条の二第六号中「並びに炭鉱離職者」を

規定期限に因ること)の施行に因ること」に改める。

第十三条第一項の表中婦人少年問題審議会の

項を次のように改める。

「婦人少年問題審議会」に、「労働大臣の諮問に応じ、婦人

青少年問題並びに労働青少年福

祉法の施行及び改正に因ること」に改める。

第十四条中第三十二号の十を第三十二号の十一とし、第三十二号の九の次に次の一号を加える。

三十二の十 勤労青少年福祉法(昭和四十五年法律第

年福祉対策基本方針並びに勤労青少年ホー

ムの設置及び運営についての望ましい基準

を定めること。

「佐野芳雄君登壇、拍手」

「職業訓練並びに勤労青少年福祉法(第十二条の二第六号中「並びに炭鉱離職者」を

規定期限に因ること)の施行に因ること」に改める。

第十三条第一項の表中婦人少年問題審議会の

項を次のように改める。

「婦人少年問題審議会」に、「労働大臣の諮問に応じ、婦人

青少年問題並びに労働青少年福

祉法の施行及び改正に因ること」に改める。

第十四条中第三十二号の十を第三十二号の十一とし、第三十二号の九の次に次の一号を加える。

三十二の十 勤労青少年福祉法(昭和四十五年法律第

年福祉対策基本方針並びに勤労青少年ホー

ムの設置及び運営についての望ましい基準

を定めること。

「佐野芳雄君登壇、拍手」

「職業訓練並びに勤労青少年福祉法(第十二条の二第六号中「並びに炭鉱離職者」を

規定期限に因ること)の施行に因ること」に改める。

第十三条第一項の表中婦人少年問題審議会の

項を次のように改める。

「婦人少年問題審議会」に、「労働大臣の諮問に応じ、婦人

青少年問題並びに労働青少年福

祉法の施行及び改正に因ること」に改める。

第十四条中第三十二号の十を第三十二号の十一とし、第三十二号の九の次に次の一号を加える。

三十二の十 勤労青少年福祉法(昭和四十五年法律第

年福祉対策基本方針並びに勤労青少年ホー

ムの設置及び運営についての望ましい基準

を定めること。

「佐野芳雄君登壇、拍手」

「職業訓練並びに勤労青少年福祉法(第十二条の二第六号中「並びに炭鉱離職者」を

規定期限に因ること)の施行に因ること」に改める。

第十三条第一項の表中婦人少年問題審議会の

項を次のように改める。

「婦人少年問題審議会」に、「労働大臣の諮問に応じ、婦人

青少年問題並びに労働青少年福

祉法の施行及び改正に因ること」に改める。

第十四条中第三十二号の十を第三十二号の十一とし、第三十二号の九の次に次の一号を加える。

三十二の十 勤労青少年福祉法(昭和四十五年法律第

年福祉対策基本方針並びに勤労青少年ホー

ムの設置及び運営についての望ましい基準

を定めること。

「佐野芳雄君登壇、拍手」

「職業訓練並びに勤労青少年福祉法(第十二条の二第六号中「並びに炭鉱離職者」を

規定期限に因ること)の施行に因ること」に改める。

第十三条第一項の表中婦人少年問題審議会の

項を次のように改める。

「婦人少年問題審議会」に、「労働大臣の諮問に応じ、婦人

青少年問題並びに労働青少年福

祉法の施行及び改正に因ること」に改める。

第十四条中第三十二号の十を第三十二号の十一とし、第三十二号の九の次に次の一号を加える。

三十二の十 勤労青少年福祉法(昭和四十五年法律第

年福祉対策基本方針並びに勤労青少年ホー

ムの設置及び運営についての望ましい基準

を定めること。

「佐野芳雄君登壇、拍手」

「職業訓練並びに勤労青少年福祉法(第十二条の二第六号中「並びに炭鉱離職者」を

規定期限に因ること)の施行に因ること」に改める。

第十三条第一項の表中婦人少年問題審議会の

項を次のように改める。

「婦人少年問題審議会」に、「労働大臣の諮問に応じ、婦人

青少年問題並びに労働青少年福

祉法の施行及び改正に因ること」に改める。

第十四条中第三十二号の十を第三十二号の十一とし、第三十二号の九の次に次の一号を加える。

三十二の十 勤労青少年福祉法(昭和四十五年法律第

年福祉対策基本方針並びに勤労青少年ホー

ムの設置及び運営についての望ましい基準

を定めること。

「佐野芳雄君登壇、拍手」

「職業訓練並びに勤労青少年福祉法(第十二条の二第六号中「並びに炭鉱離職者」を

規定期限に因ること)の施行に因ること」に改める。

第十三条第一項の表中婦人少年問題審議会の

項を次のように改める。

「婦人少年問題審議会」に、「労働大臣の諮問に応じ、婦人

青少年問題並びに労働青少年福

祉法の施行及び改正に因ること」に改める。

第十四条中第三十二号の十を第三十二号の十一とし、第三十二号の九の次に次の一号を加える。

三十二の十 勤労青少年福祉法(昭和四十五年法律第

年福祉対策基本方針並びに勤労青少年ホー

ムの設置及び運営についての望ましい基準

を定めること。

「佐野芳雄君登壇、拍手」

「職業訓練並びに勤労青少年福祉法(第十二条の二第六号中「並びに炭鉱離職者」を

規定期限に因ること)の施行に因ること」に改める。

第十三条第一項の表中婦人少年問題審議会の

項を次のように改める。

</

官報号外

た。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十五年三月十七日

参議院議長 重宗 雄三殿 外務委員長 長谷川 仁

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、わが国とイタリアとの間で所得に対する二重課税の回避について取り決めることを目的とし、相手国に支店等の恒久的施設を有する法人の利得に対する相手国の課税制限、船舶及び航空機の運用利得に対する相互免稅、配当、利子及び使用料に対する源泉地国の課税軽減、短期滞在者、教授、学生等の受け取る報酬に対する課税免除等の措置を定めることも、それぞれの国内税法に基づき、二重課税を回避する方法を規定したものである。この条約の締結により両国間の経済、技術及び文化交流は一層促進されるものと期待されるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

別に費用を要しない。

審査報告書
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約の締結について承認を求めるの件
右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十五年三月十七日
外務委員長 長谷川 仁

要領書
一、委員会の決定の理由

昭和四十五年四月二日 参議院会議録第九号

この条約は、英國の税制改正に伴い、わが国と英國との間の現行の二重課税防止条約の規定を整備し、あわせてOECDモデル条約案に沿つた修正を行なう等の全面的改正を加えた新たな条約である。この条約の締結により両国の経済交流は一層促進されるものと期待されるので、妥当な措置と認めた。

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十五年三月十七日

参議院議長 重宗 雄三殿 法務委員長 小平 芳平

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、出生及び死亡の届出の利便を図るため、従来事件発生地において届出すべきものと限定されていたのを、事件本人の本籍地又は届出人の所在地のほか事件発生地においても届出ができることとするもので、実情に適した妥当な措置と認めた。

一、費用

別に費用を要しない。

審査報告書
所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とインドとの間の協定を修正補足するもので、インドの税制改正に伴い協定の対象税目に変更を加えること、恒久的施設に関する規定を整備すること、船舶の運用利得に對する課税の軽減率を五十分の一に引き上げること等を内容とするものである。この議定書の締結により、両国間の経済交流は一層促進されるものと期待されるので、妥当な措置と認めた。

昭和四十五年三月十七日
外務委員長 長谷川 仁

一、費用

別に費用を要しない。

審査報告書
この議定書は、現行の日印間租税協定を修正補足するもので、インドの税制改正に伴い協定の対象税目へ変更を加えること、恒久的施設に関する規定を整備すること、船舶の運用利得に對する課税の軽減率を五十分の一から五十五パーセントに引き上げること等を内容とするものである。この議定書の締結により、両国間の経済交流は一層促進されるものと期待されるので、妥当な措置と認めた。

昭和四十五年三月十七日
外務委員長 長谷川 仁

要領書
一、委員会の決定の理由

戸籍法の一部を改正する法律案
審査報告書

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、海運局の支局の設置に關し承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十五年三月十七日

参議院議長 重宗 雄三殿 運輸委員長 温水 三郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、茨城県鹿島港における海事行政の円滑な運営を確保するため、同港に関東海運局鹿島支局を設置することについて国会の承認を求めるものである。よつて要領書を添えて報告する。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書
港則法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十五年三月十七日
運輸委員長 温水 三郎

一、費用

別に費用を要しない。

審査報告書
この法律案は、茨城県鹿島港、福井県内浦港、熊本県合津港及び鹿児島県喜入港における港湾施設の整備に伴う船舶交通のふくそうの状況にかかる港に港則法を適用しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

昭和四十五年三月十七日
運輸委員長 温水 三郎

要領書
一、委員会の決定の理由

本法律案は、中部圏の建設の促進に資するため、首都圏及び近畿圏の場合に準じて、関係地方公共団体に対する國の財政上の特別措置を講じようとするものであつて、妥当なるものと認められる。

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十五年三月十七日

参議院議長 重宗 雄三殿 地方行政委員長 山内 一郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、中部圏の建設の促進に資するため、首都圏及び近畿圏の場合に準じて、関係地方公共団体に対する國の財政上の特別措置を講じようとするものであつて、妥当なるものと認められる。

昭和四十五年三月十七日
地方行政委員長 山内 一郎

要領書
一、委員会の決定の理由

本法施行のため、別に費用を要しない。

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十五年三月十七日

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、中部圏の建設の促進に資するため、首都圏及び近畿圏の場合に準じて、関係地方公共団体に対する國の財政上の特別措置を講じようとするものであつて、妥当なるものと認められる。

昭和四十五年三月十七日
地方行政委員長 山内 一郎

要領書
一、委員会の決定の理由

本法施行のため、別に費用を要しない。

昭和四十五年四月三日 参議院会議録第九号

一、費用

本法の施行にあたり、昭和四十四年度においては特に費用を必要としない。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部四十円 (配送料共)
発行所
大蔵省印刷局
東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七 電話 東京 五八二四四一(大代)